



児童委員活動 を考える



ひだまり合併号

未来を創る子どもたちのために、
子育てに励む父親・母親たちのために、
私たち児童委員、主任児童委員には
何ができるだろうか？
「おはよう」という
ひと言のあいさつからでもいい、
今、私たちができることを考えてみよう。
そして、児童委員と主任児童委員
それぞれが担うべき役割について
あらためて話し合ってみよう。

1 特集 ……P 2～21

- ① 児童委員活動を考える ……P 2・3
- ② 座談会 ……P 4～16
- ③ 60分でできる実践活動検討 ……P 17～21

2 事業報告・決算 ……P 22・23

3 平成27年度春の勲章・褒章
受章者・編集後記他 ……P 24

児童委員・主任児童委員は、地域の様々な児童課題への対応とあわせて、地域で子どもたちを見守り、安心して子育てができる環境づくり（健全育成）にも目を向けていく必要があります。

あらためて、地区民児協の中で、また委員それぞれの立場で、児童委員・主任児童委員として、どのような取り組みを進めていく必要があるのか考えてみましょう。

児童委員活動を考える

特集 ①

本誌の「民生委員児童委員、主任児童委員」を「児童委員・主任児童委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」と表記。

本特集の参考文献 全民児連発行の各誌（P2・3に掲載）、関係団体HP（内閣府・厚生労働省・文部科学省・千葉県庁・各市町村）ほか



「児童委員協議会活動の充実のために～20周年を迎えた主任児童委員活動の現状を踏まえて～」

●発行：全民児連・児童委員活動推進部会／●発行日：H27.3
／●配付：単位民児協に1又は2冊（6月に当会より市町村に配付済）



「民生委員・児童委員による子ども・子育て家庭への個別支援事例集」 ●発行：全民児連／●発行日・配付：同上／●主な内容：全11テーマ24事例を掲載

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」を含む関連3法が成立し、本年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。（詳細は、P3でご紹介する「ひろば4月号」や「View195号（単位民児協会長宛に3部配付）」をお読みください）この制度では、幼児期の学校教育や保育、また家庭や地域の子育て力の向上を目指し、市町村がそれぞれの地域に適した取り組みを進めていくこととしています。

市町村行政では、地域の子育て状況やニーズの把握に努めながら、具体的な取り組み内容を検討し、平成27年度から向こう5年間の「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

なかでも、児童委員・主任児童委員として大きく関わる可能性があるものは、大きな柱の一つである「地域子ども・子育て支援事業」だと考えられます。この中には、子育てに関する情報提供や相談ができる地域拠点作りを

はじめ、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問、ファミリーサポートセンター事業など、児童委員・主任児童委員がこれまで関わってきた、あるいは今後関わり得る13種類の取り組みが挙げられています。

この新制度に伴い、児童委員・主任児童委員としての基本的な役割（見守る・つなぐ・把握する）が変わるわけではありませんが、取り組みへの関わり方等、これまでの活動を再考する必要があることも考えられます。あらためて、地域の児童委員活動と向き合う契機としてください。

この3月、全民児連より「（左記）児童委員協議会活動の充実のために」が発行されました。主な内容として、児童課題の現状や、主任児童委員制度の歴史・現状・今後の提言などが掲載されており、地区民児協で共通認識を持つ際に、（同左）個別支援事例集やP3掲載冊子とあわせて、ぜひご活用ください。



「単位民児協会長のための情報誌 View No.195」

●発行・頻度・配付：同右／●発行日：H27.3／●特集2「子ども・子育て支援新制度」のポイントと保育所等の利用手続きについて



「単位民児協会長のための情報誌 View No.194」

●発行：全民児連／●発行日：H26.12／●頻度：年4回／●配付：単位民児協会長に3部／●特集1：児童虐待防止への取り組みを考える



「民生委員・児童委員のひろば 2015年4月号」

●発行・頻度・配付：同右／●発行日：H27.4／●特集：はじまります子ども・子育て支援新制度



「民生委員・児童委員のひろば 2014年5月号」

●発行：全民児連／●発行日：H26.5／●頻度：毎月／●配付：各委員に1部／●特集：子どもたちの健やかな育ちを支えるために



本誌とあわせて読みたい 児童委員活動関連冊子

- 県民児協HPトップページの中央右「民生委員の部屋（緑色のタグ）」→右上のメニューバー「広報紙」
<http://www.chiba-minkyu.or.jp>
- 全民児連HPトップページ中央右「民生委員・児童委員専用ページ」→パスワード入力画面で「20131201」と入力。
<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>

本ページでは、あらためて児童課題の動向や新制度などについて学習する際に参考となる冊子や、事例検討に活用できる冊子をご紹介します。
なお、ここに掲載する各冊子は、当会及び全民児連HP（左記URL）からデータをダウンロードすることができますので、ぜひ活用ください。



「民生委員・児童委員活動実態調査報告書」

●発行：千葉県民児協／●発行日：H25.3／●配付：単位民児協に1冊／●主な内容：千葉県内における民生委員・児童委員活動の現況（回答者数：1,484人）



「ひだまり第2号」

●発行：千葉県民児協／●発行日：H24.3／●配付：単位民児協に1冊／●主な内容：児童委員活動に関する3事例（母子家庭のネグレクト・児童の見守り・子育てサロン）を掲載



「児童委員活動の手引き 各集」

●発行：全社協・全民児連／●発行日：毎年度2月頃／●頻度：年1回／●配付：全委員／●主な内容：毎年異なる時事テーマを特集。
（※画像は、第40集を例示）



「単位民児協会長のための情報誌 View No.196」

●発行・頻度・配付：同上／●発行日：H27.6／●特集「子どもを犯罪から守るまちづくり」のために

成田市民児協会長
成田地区民児協会長

あべ ふみあき
阿部 文朗 さん

平成 10 年に民生委員児童委員の委嘱を受け、現在は成田市及び成田地区民児協会長を務める。市社協理事や市子どもを守る地域ネットワーク代表者会議委員、当会監事等を務める。



習志野市大久保・泉・本大久保・新大久保地区民児協会長

いとう むつこ
伊藤 睦子 さん

主任児童委員制度が発足した平成 6 年に主任児童委員の指名を受け、同 16 年より民生委員児童委員となる。その他、学校評議員や社協大久保支部長、本誌編集委員を務める。

座談会

特集 ②

児童委員活動を考える

子どもの
見守り方法は？

主任児童委員
の役割は？

児童委員と
主任児童委員
の連携は？

昭和 22 年、「児童福祉法」の制定とあわせて制度化された児童委員。そして、児童虐待やいじめなどの地域における児童課題の増加に伴い、平成 6 年 1 月に創設された「主任児童委員」制度。



浦安市主任児童委員
月例連絡会代表

おおむら ようこ
大村 洋子 さん

平成 9 年に主任児童委員の指名を受け、現在は北地区民児協副会長や市民児協理事を務める。その他、市人権擁護委員連絡会会長や社協北 1 支部副支部長等を務める。





流山市主任児童委員
連絡会代表

ふじわら はるみ
藤原 晴美 さん

平成 19 年に民生委員児童委員の委嘱を受け、同 22 年に主任児童委員となる。現在は、市民児協理事ほか、学童保育指導員やよみきかせボランティア等を務める。



関係機関との
連携は？

強みを生かす
児童委員活動
とは？

この両者の連携については、様々な課題が挙げられていますが、その主なものとして、担当区域の有無や「主任」という名称、世代間の意識の差、役割分担の不明瞭さなどがあります。また、地区民児協内においても、児童に関する学習の場や検討する場が少ないとの意見もあります。

活動面においても、高齢者とは異なり、子どもに関する取り組みにはなかなか関わりにくいという声や、情報の把握や見守る方法が難しいという話をお聴きします。

本座談会では、進行役に泉氏を迎え、こうした現状や、今後どのように諸課題に向き合っていく必要があるのか、第一線で活躍する児童委員・主任児童委員、行政関係者に、それぞれの立場からお話を伺いました。

お読みいただいた後は、P17から始まる「60分のできる実践活動検討」をご活用いただき、児童委員・主任児童委員活動について皆さんで話し合う場を持ってみてください。

合同会社泉恵造
研修企画工房 代表社員

いずみ けいぞう
(進行) **泉 恵造** さん

昭和 62 年、全国社会福祉協議会入局後、全国民生委員児童委員連合会（全社協民生部）事務局などを経て、平成 22 年 5 月に福祉に関する研修の企画や実施等を行う上記工房を設立。



鴨川市子ども支援課長

はだ ゆきひろ
羽田 幸弘 さん

平成 9 年に福祉課配属以後、17 年間に渡り福祉業務に携わる。同 19 年から 4 年間、副課長として市民児協事務局担当を務めた後、福祉課長を経て、この 4 月より現職。



(平成 27 年 4 月 23 日 (木) 県社会福祉センター)

児童委員と主任児童委員 それぞれの役割

泉 まず、児童委員と主任児童委員それぞれの役割や、今後どのように付き合っていくのがよいか、皆さんのご意見をお聞かせください。

羽田 少し前まで、児童分野は児童相談所が専門性を持って取り組んできた中で、次第に市町村がいろいろな取り組みを始めるようになりました。

その一つが、要保護児童対策地域協議会ですが、もともと児童分野は他の福祉と違い、専門性が高い反面、市町村自体があまりノウハウを持てきていないところもありました。

そうした現状の中で、どの市町村も、児童委員や主任児童委員と一緒に取り組んでいくという姿勢を持ってはいるんですが、その対応力が備わっていないところがありますし、小さな市町村ではその機能を備えることも厳しいのが実情です。

児童問題については、非常に密閉性が高いこともあり、専門性の高いところと連携していかないと抱えきれない問題が多いと思えますし、ある程度主任児童委員にも専

門性を求められてしまうという側面があるのかなと感じています。

泉 今の専門性という話について、皆さんはどのように思われますか？

伊藤 主任児童委員は、特に資格を持っているわけでもないのに、児童委員と同様に必要な役割はつなげることはないでしょうか。

どこにどのようにつなげていくかを学ぶことが大事であって、直接的な支援を行う専門性を必要だとは私は思っていないですけれど。

阿部 児童委員や主任児童委員は、行政のパイプ役というのが主な仕事で、勝手に判断することはできませんよね。

相談を受けた場合に、どこの部署に相談をすれば、一番効果的かということも勉強しなければいけないですけど、実際の問題解決は行政（専門）にお任せしないとうまくいかないと思いますね。

大村 主任児童委員は、問題解決に向けた具体的な専門知識は持ち得ないんじゃないかと思います。羽田さんが言われたのは、専門性の高い領域との連携が必要という意味かと思いますが…。